

校長及び教員としての資質の向上に関する指標(最終案)

三重県教育委員会

1 はじめに

学校教育の充実と発展は、教員の資質の向上とその意欲的な実践にかかっており、教員の果たす役割はきわめて重要です。

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、教育課題が多様化・複雑化する中で、子どもたちの成長を担う教員には教職生活全体を通じて学び続ける意欲と探究心を持って、専門性をより高めることが一層求められます。

また、学校現場では、今後、経験豊かな教員の大量退職により、年齢構成や経験年数の不均衡が生じ、これまで行われてきた経験豊富な教員から若手教員への知識や技術の伝達が困難になることなどが予想されます。

このような状況をふまえ、教員の養成・採用・研修を通じた新たな体制を整備するために、教育公務員特例法の一部改正が行われ、教員の任命権者は協議会を設置し、校長および教員の職責、経験、適性に応じて向上を図るべき資質に関する指標を定めることとなりました。

三重県教育委員会では、これまで、教員の資質向上を「三重県教育ビジョン(平成28年3月策定)」の重点項目の一つとして設定し、授業力の向上や多様な教育課題への対応などに取り組んできたところですが、法改正をふまえ、教員の養成を担う大学等との共通認識のもと、校長および教員が教職生活全体を俯瞰しつつ、自らの職責、経験等に応じて計画的・効果的に資質能力の向上に努めることができるよう、各ライフステージ(成長段階)で求められる資質能力を示す「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を策定しました。

2 校長及び教員としての資質の向上に関する指標【別紙】

- (1) 教員としての資質の向上に関する指標
- (2) 教頭・准校長及び校長としての資質の向上に関する指標
- (3) 養護教諭に必要な事項(専門領域)
- (4) 栄養教諭に必要な事項(専門領域)

3 指標の構成

資質能力にかかる項目ごとに、各ライフステージで求められる資質能力を指標として示しています。

(1) 対象となる学校種・職

①対象となる学校種（これらの学校種に共通の指標としています。）

公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校

②対象となる職

校長、准校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭

(2) ライフステージ〈横軸〉

①教諭、指導教諭、主幹教諭

まず、新規に採用する教員に求められる資質能力として、「教職着任時」の指標を示しました。これは、大学が行う教員養成の目標となるものであるとともに、教員採用後の資質向上の前提となるものです。

「教職着任時」以降は、教職の経験年次に応じて、「第1ステージ(基礎形成期)」、「第2ステージ(伸長期)」、「第3ステージ(充実期)」、「第4ステージ(発展期)」の4段階としました。特に早い段階で教員としての基礎を固め、伸長することが求められることから、第1・第2ステージについては、第3・第4ステージより短い5年としています。ライフステージが進むにつれて、身につける資質能力が積み上がっていくよう記述しています。

②校長、教頭・准校長

管理職については、「教頭・准校長」、「校長」に区分しました。

【資質能力の向上のイメージ】

教職着任時	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	第4ステージ	教頭・准校長	校長
	初任～教職経験5年次	教職経験6年次～10年次	教職経験11年次～20年次	教職経験21年次以降		
	基礎形成期	伸長期	充実期	発展期	管理職としてのマネジメント	
			(指導教諭、主幹教諭 含む)			
			充実期に身につけた資質能力		教頭・准校長として身につけた資質能力 →	
		伸長期に身につけた資質能力			→	
	基礎形成期に身につけた資質能力				→	
教職着任時に身につけた資質能力					→	

(3) 資質能力にかかる項目〈縦軸〉

①教諭、指導教諭、主幹教諭

資質能力にかかる項目は

- ・教職を担うにあたり必要とされる素養
- ・教職を担うにあたり必要とされる専門性

の2つに大別して示しました。

「素養」は、社会人としての素養（倫理観、責任感、コミュニケーション力など）と教員としての素養（教育的愛情、学び続ける意欲など）が求められます。

「専門性」は、児童生徒の直接的な指導にかかる専門性（児童生徒理解、授業力など）と学校組織運営力（学校運営への参画、チームワークなど）が求められます。本県ではこれらに加え、教員には社会の変化をとらえ、多様な教育課題に対応することが求められるという視点を重視して、「教育課題への対応力」として、グローバル教育・郷土教育、キャリア教育など、9つの項目を設定しました。教育課題は多岐にわたり、ここに示されていない教育課題については、これら9つの指標を参考にして、資質能力を高めていくこととなります。

また、各項目は、一つひとつが独立したものではなく、例えば、「授業力」については、児童生徒の状況を的確に把握する「児童生徒理解」や授業規律を確立する「生徒指導」などの側面も必要であるように、相互に関連しているものであることから、そのことを意識して向上を図る必要があります。

②校長、教頭・准校長

管理職として、組織力を高めることを重視した指標としました。管理職には「素養」の面でも教職員の模範となることが求められるとともに、「専門性」については、教職員の指導力の向上に加えて、学校組織を運営するマネジメント力が求められることから、「管理職として必要とされるマネジメント力」を、資質能力の項目として設けました。

③養護教諭、栄養教諭

養護教諭については、保健管理や健康相談等に関する項目、栄養教諭については栄養管理や衛生管理等に関する項目が専門領域として求められることから、これら項目に関する指標を、教員としての指標に追加する指標として位置づけています。

4 指標の活用

指標は、教員の各ライフステージで求められる資質能力をそれぞれの項目ごとに示したものです。

県教育委員会、市町等教育委員会および学校は、指標をふまえて教員の資質能力の向上が計画的・効果的に図られるよう、指標を策定した趣旨と内容を共有し、互いに連携しながらそれぞれの役割を果たすとともに、教員の養成を担う大学・短期大学とも連携して取り組んでいく必要があります。

具体的には、県教育委員会は、教員が資質能力の向上に必要となる知識や技能などを身につけることができる研修を体系的かつ効果的に提供できるよう、指標をふまえた研修計画を毎年度策定します。また、市町等教育委員会や大学等と連携して、教員等の研修を実施していきます。

学校においては、教員は指標をふまえ、教職生活全体を俯瞰し、自らが位置するライフステージで求められる資質能力を確認しながら、職責や経験、適性に応じて、日々の教育実践や必要な研修の受講、校内研修を含むOJTⁱなどを通じて、資質能力の向上に取り組むこととします。その際、教員によって講師の経験や民間企業での勤務の有無など、採用に至るまでの経緯が異なることから、一人ひとりが自身の経験や能力に即して指標を活用することが必要です。校長をはじめ管理職は、自らの資質能力の向上に努めるとともに、教員が指標で求められる資質能力を着実に向上することができるよう、一人ひとりの職責や経験、適性をふまえ、日常的な指導・助言に加え、必要な研修の受講の推進、校内研修を含むOJTなどを通じ、人材育成を進めます。

市町等教育委員会においては、教員の資質能力の向上にかかる研修や施策が、指標の内容をふまえて一層効果的に実施されることを期待します。

教員の養成を担う大学や短期大学においては、教職を志す学生がこの指標に示す「教職着任時」の姿をめざして自らの資質能力の向上を図ることができるよう、県教育委員会や市町等教育委員会、学校現場と連携して教員の養成に取り組むことを期待します。

5 指標の管理

指標は、社会や学校を取り巻く状況の変化や教育制度改革などをふまえ、教員育成協議会の協議を経て、必要に応じて見直しを行います。

ⁱ OJT: 《on-the-job training》(オンザジョブトレーニング)の略。職場内における教育訓練。職場において上司や先輩等から、実際の職務を通じたトレーニング、教育を受けること。学校においては、一般的なOJTに加え、教員同士がさまざまな教育活動での協働の取組を通して、学び合うこと。

校長及び教員としての資質の向上に関する指標

別紙

(1) 教員としての資質の向上に関する指標

ライフステージ	教職着任時	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	第4ステージ
		初任～教職経験5年次	教職経験6年次～10年次	教職経験11年次～20年次	教職経験21年次以降
資質能力にかかわる項目		基礎形成期	伸長期	充実期	発展期
		教職に就く者として求められる基礎的な知識や技能を身につけている。	実践力を磨き、基礎・基盤を固める。	知識や経験に基づいた実践力を高める。	多様な知識と経験に基づいた実践を展開するとともに、若手教員の指導を行い、学校の中核的役割を担う。
				指導教諭 高い専門性に基づき、教員の授業力向上のための指導・助言を行う。	主幹教諭 関係主任と連携して管理職を補佐し、学校の管理運営に関する事項等を行う。
教職を担うにあたり必要とされる素養	教育的愛情 使命感 責任感	○児童生徒への深い愛情と教員としての使命感や責任感を身につけている。	○児童生徒への深い愛情と教職への誇り、強い使命感と責任感を持って、職務を遂行することができる。	○児童生徒への深い愛情と教職への誇り、強い使命感と責任感を持って、職務を遂行するとともに、他の教職員の抱える課題を捉え、適切な指導・助言ができる。	
	倫理観 コンプライアンス	○法令遵守や服務規律確保の重要性を理解している。	○教育公務員としての自覚と規範意識を持ち、法令や服務規律の遵守を徹底している。 ○自らの行動が学校教育に寄せる県民の信頼に与える影響を理解し、自らを厳しく律することができる。	○教育公務員としての自覚と規範意識を持ち、法令や服務規律の遵守を徹底するとともに、他の教職員に適切な指導・助言ができる。 ○自らの行動が学校教育に寄せる県民の信頼に与える影響を自覚し、自らを厳しく律するとともに、他の教職員の抱える課題を捉え、適切な指導・助言ができる。	
	社会性 コミュニケーション力	○社会人としての常識と教養を身につけ、立場に応じた発言や行動ができる。	○確かな人権感覚を持ち、児童生徒や保護者、地域等との信頼関係を構築することができる。 ○相手の思いを受け止めるとともに、自分の考えを適切に伝えることができ、組織の一員として行動できる。	○確かな人権感覚を持ち、児童生徒や保護者、地域等との信頼関係を構築するとともに、他の教職員の抱える課題を捉え、適切な指導・助言ができる。 ○教職員間の円滑なコミュニケーションを促進し、活力ある組織づくりに貢献できる。	
	学び続ける意欲 探究心	○自己研鑽の必要性について理解し、自ら学び続ける意欲を持っている。	○探究心を持って自己研鑽に努めるとともに、他の教職員と共に学び合い、職務の改善に活かすことができる。	○探究心を持って自己研鑽に努めるとともに、他の教職員に適切な指導・助言を行い、学校組織の中で「教職員を育てる文化」の醸成に寄与することができる。	
教職を担うにあたり必要とされる専門性	児童生徒理解	○児童生徒一人ひとりの実態や生活背景をふまえ、細やかな配慮の必要性を理解し、カウンセリングマインドを身につけている。	○児童生徒一人ひとりの実態や生活背景を把握し、カウンセリングマインドを持って向き合うことができる。	○児童生徒一人ひとりの実態や生活背景を的確に捉え、カウンセリングスキルを活かして、一人ひとりに対する理解を深めることができる。	○児童生徒一人ひとりの実態や生活背景を的確に捉え、個に応じた指導方針を立て、他の教職員に指導・助言を行いながら、適切に対応することができる。
	授業力	授業計画	○学習指導要領の内容を理解し、授業づくりに向けて、教科等に関する専門的知識・技能を身につけている。	○学習指導要領のねらいをふまえ、児童生徒の実態に応じて、児童生徒の主体的な学びを引き出す授業づくりができる。	○高い専門性を身につけ、創意工夫を凝らした授業づくりを行うとともに、カリキュラム・マネジメントの視点を活かした指導計画について、若手教員に適切な指導・助言ができる。 【指導教諭】 ○高い専門性を活かした授業づくりを行うとともに、効果的な指導資料の提示・共有を図り、適切な指導・助言をとおして自校のみならず、地域内の教員の授業力向上に向けても、指導・助言ができる。
		授業実践	○基礎的な指導方法や指導技術を身につけ、授業を実践することができる。また、学習評価を適切に行うことの大切さを理解している。	○児童生徒主体の授業を行うための適切な技能(説明・指示・発問等)を身につけ、各時限の目標を明確にした授業を実践し、児童生徒の学習評価を適切に行うことができる。	○児童生徒の発達段階や習熟の程度に応じ、創意工夫を凝らした授業を実践し、児童生徒の学習評価を適切に行うことができる。
	授業改善	○授業研究の必要性を理解し、授業改善に向け、継続して努力することができる。	○教科等の指導の工夫に努めるとともに、自らの授業を振り返り、他の教員の良いところを取り入れて、授業改善を図ることができる。	○教科等の指導の工夫に努めるとともに、自らの授業を振り返り、他の教員と授業研究をする中で、継続した授業改善を図ることができる。	○高い専門性を身につけ、豊かな経験を活かして、中核となって継続的に授業改善を図るとともに、若手教員の指導方法について改善につながる適切な指導・助言ができる。 【指導教諭】 ○指導力向上に向けた研修会等において、高い専門性を活かし、指導力や技術力向上のための適切な指導・助言ができる。
生徒指導	○児童生徒の普段の様子から児童生徒の発するサインに気づくことができる。 ○実態に即して個に応じた指導や集団への指導の必要性を理解している。	○日常的に児童生徒の生活状況を把握するとともに、児童生徒の発するサインを見逃すことなく、問題行動等を早期に発見し、他の教職員に報告・連絡・相談しながら迅速に対応することができる。	○日常的に児童生徒の生活状況を把握し、必要な声掛け、指導を行い、信頼関係を築くとともに、問題行動等の早期発見、迅速な対応を組織的に行うことができる。	○児童生徒の生活状況や心情を理解し、信頼関係を築きながら、必要な個別指導や集団指導を行うことができる。また、問題行動等の背景や原因を的確に把握して、適切な指導を組織的・系統的に行うことができる。 ○若手教員が抱える生徒指導上の諸課題について、適切な指導・助言ができる。	○児童生徒の生活状況や心情を理解し、問題行動等の背景・原因を的確に把握して必要な指導を行うことができる。また、生徒指導上の問題解決に向け具体的な方策を立て、組織的・系統的に取り組むことができる。 ○他の教員が抱える生徒指導上の諸課題について、適切な指導・助言ができる。

ライフステージ	教職着任時	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	第4ステージ	
		初任～教職経験5年次	教職経験6年次～10年次	教職経験11年次～20年次	教職経験21年次以降	
		基礎形成期	伸長期	充実期	発展期	
資質能力にかかわる項目	教職に就く者として求められる基礎的な知識や技能を身につけている。	実践力を磨き、基礎・基盤を固める。	知識や経験に基づいた実践力を高める。	多様な知識と経験に基づいた実践を展開するとともに、若手教員の指導を行い、学校の中核的役割を担う。	高い専門性と豊かな経験を持ち、高度な実践を展開するとともに、指導力を発揮し、学校づくりや教育活動をリードする。	
				指導教諭 高い専門性に基づき、教員の授業力向上のための指導・助言を行う。		
				主幹教諭 関係主任と連携して管理職を補佐し、学校の管理運営に関する事項等を行う。		
	学級経営 学校運営への参画	○学級担任としての役割や校務分掌の内容を理解している。	○学校教育目標を理解し、学級経営や教科指導を実践するとともに、担当する校務分掌における自らの役割を自覚して、計画的に職務を遂行できる。	○学校教育目標を理解して学級を経営するとともに、学校運営に積極的に参画し、担当する校務分掌についての企画・立案や改善策を提案できる。	○学校教育目標の達成や学校の課題解決のため、学級経営や学校運営に積極的に参画することができる。また、若手教員が抱える学級経営上の課題に気づき、適切な指導・助言を行い、学校全体の教育活動の活性化に寄与することができる。	○学校教育目標の達成や学校の課題解決のために、管理職と協議し、学級経営や学校運営に関して他の教職員に適切な指導や助言を行う等、先導的な役割を果たすことができる。
	危機管理	○学校における安全配慮義務や危機管理の重要性を理解するとともに、有事の際に基本的な危機回避行動ができる。	○児童生徒の活動に際し、常に危機管理意識を持ち、他の教職員の指導・助言を受けながら的確な安全確保策を講じることができる。	○児童生徒の活動に際し、常に危機管理意識を持ち、周囲と相談・確認しながら、迅速かつ確かな安全確保対策を講じることができる。	○危機を予測した未然防止の取組と、危機の早期発見、早期対応に努め、学校全体の安全・防災について中心的な役割を担うことができる。	○危機の未然防止のための学校環境の必要な改善及び事故の再発防止の取組を提案できる。
	チームワーク 人材育成	○組織の一員としての自覚を持ち、周囲からの指導・助言を受け止め、周囲と連携・協力して行動することができる。	○組織の一員として求められる役割を理解し、他の教職員からの指導・助言を受けながら協働し、円滑に職務を遂行することができる。	○主体的に職務を遂行するとともに、課題を共有できる環境づくりに努め、若手教員をサポートしながら学び合うことができる。	○教育活動が組織的に行われるよう、教職員が互いに学び合い、支え合う環境づくりの中核的役割を担うことができる。	○教育活動が組織的に行われるよう、豊かな経験を活かし、互いに学び合い、支え合う教職員集団づくりを中心に行うことができる。
				指導教諭 ○自校を中心に、授業観察を通じた指導・助言や個別相談を行う等、教職員を指導・育成することができる。		
				主幹教諭 ○学校全体の課題解決に有効な企画を管理職に提案し、教職員を指導・育成することができる。		
	家庭・地域社会・関係機関との連携と協働	○学校が家庭や地域、関係機関と連携して教育活動を行うことの効果や重要性を理解している。	○主体的・積極的に家庭や地域と関わり、良好な信頼関係を築くとともに、他の教職員の指導・助言を受けながら適切に対応することができる。	○家庭や地域、関係機関と良好な信頼関係を築き、連携・協働した教育活動に取り組むことができる。	○家庭や地域、関係機関との信頼関係を深め、連携・協働した教育活動を企画・立案することができる。	○家庭や地域、関係機関との調整役を果たすとともに、情報発信を行う等、連携・協働した教育活動の具体的な取組を組織的に推進することができる。
	ワーク・ライフ・バランス	○ワーク・ライフ・バランスの重要性を理解している。	○業務の簡素化や効率化について、他の教職員との対話をとおして業務改善を図り、心身ともに健康で意欲的に職務を遂行できる。		○業務の簡素化や効率化を図るための教職員間の対話を促進し、心身ともに健康で意欲的に職務を遂行できるよう教職員が協力し合える組織風土づくりに寄与することができる。	
	グローバル教育・郷土教育	○豊かな国際感覚を持つことや、郷土を愛することの大切さを理解している。	○地域と連携して、豊かな国際感覚と郷土を愛する心を身につける学習を展開することができる。		○地域と連携して、豊かな国際感覚と郷土を愛する心を身につける学習を展開するとともに、指導方法について若手教員に適切な指導・助言ができる。	○地域と連携して、豊かな国際感覚と郷土を愛する心を身につける学習を展開し、学校全体の取組において、指導的な役割を果たすことができる。
	キャリア教育	○社会の動向やニーズに関心をもち、キャリア教育の重要性を理解している。	○児童生徒が学ぶことと将来のつながりを見通し、社会的・職業的に自立する力を身につける学習を展開することができる。		○児童生徒が学ぶことと将来のつながりを見通し、社会的・職業的に自立する力を身につけるために、指導体制を整備し、指導方法について若手教員に適切な指導・助言ができる。	○児童生徒が学ぶことと将来のつながりを見通し、社会的・職業的に自立する力を身につけるために、指導体制を整備することができる。
	情報教育	○ICTの効果や情報教育の必要性を理解している。	○児童生徒に情報活用の実践力や情報モラルについて理解を深めるための学習を展開することができる。		○児童生徒に情報活用の実践力や情報モラルについての理解を深めるための学習を展開し、学校全体の取組において指導的な役割を果たすことができる。	
人権教育	○人権教育の意義とその重要性を理解し、差別や偏見をなくすための自らの責務を自覚している。	○人権教育基本方針を理解している。○児童生徒が人権課題についての正しい理解と認識を深め、差別意識をなくそうとする態度や実践力を育む指導を他の教職員と相談しながら、展開することができる。	○児童生徒が人権課題についての正しい理解と認識を深め、差別解消に向けて自ら考え、行動できる力を育む指導を他の教職員と連携しながら、展開することができる。	○人権教育推進計画に基づく取組を系統的・日常的に実践するとともに、解決すべき課題や指導のねらいを明らかにして、若手教員に適切な指導・助言ができる。	○児童生徒の実態に合わせた能動的な人権学習を構築し、解決すべき課題や指導のねらいを明らかにした全体計画の立て方等について、他の教職員に適切な指導・助言ができる。	
特別支援教育	○特別な支援を必要とする児童生徒への指導・支援の必要性と、児童生徒が互いを尊重し、共に学ぶことの大切さを理解している。	○特別な支援を必要とする児童生徒の特性や実態の把握に基づく指導・支援を行うことができる。また、他の教職員と連携・協力しながら、児童生徒が共に学ぶという視点に立った教育活動を実践することができる。	○特別な支援を必要とする児童生徒の特性や実態を把握し、指導内容や指導方法を工夫して適切な指導・支援を行うことができる。また、教職員間の共通理解を図りながら、児童生徒が共に学ぶという視点に立った教育活動を実践することができる。	○特別な支援を必要とする児童生徒の特性や実態に応じた指導・支援を、地域や関係機関と連携し、適切に行うことができる。また、教職員間の共通理解を深めながら、児童生徒が共に学ぶという視点に立った教育活動を実践することができる。	○特別な支援を必要とする児童生徒の特性や実態に応じた指導・支援を、地域や関係機関と連携し、適切に行うことができる。また、他の教職員に指導・助言しながら、児童生徒が共に学ぶという視点に立った教育活動を組織的に実践することができる。	
外国人児童生徒教育	○日本語指導が必要な児童生徒に対する指導や保護者への支援の必要性、多文化共生に係る学習の大切さを理解している。	○日本語指導が必要な児童生徒に対して、適切な指導・支援を行うことができる。また、他の教職員と連携・協力しながら、多文化共生への理解を深める教育活動を実践することができる。	○日本語指導が必要な児童生徒に対して、適切な指導・支援を行うことができる。また、教職員間の共通理解を図りながら、多文化共生への理解を深める教育活動を実践することができる。	○日本語指導が必要な児童生徒に対して、地域や関係機関と連携し、適切な指導・支援を行うことができる。また、多文化共生に係る学校全体の取組において中心的な役割を果たすことができる。	○日本語指導が必要な児童生徒に対して、地域や関係機関と連携し、適切な指導・支援を行うことができる。また、多文化共生に係る学校全体の取組において指導的な役割を果たすことができる。	
いじめに関する事項	○いじめの防止、早期把握の必要性を理解している。	○いじめの防止や早期把握のために、児童生徒の発するサインを察知し、適切に対応することができる。また、早期解決に向けて、他の教職員と連携・協力しながら組織的に取り組むことができる。		○いじめの防止や早期把握のために、児童生徒の行動やわずかな変化を察知し、適切に対応することができる。また、早期解決に向けて、管理職と連携し、他の教職員に適切な指導・助言をしながら、組織的に取り組むことができる。		
不登校に関する事項	○児童生徒が安心して意欲的に学ぶことができる学校・学級づくりや不登校の初期対応の必要性を理解している。	○児童生徒の居場所づくりや仲間づくりに取り組むとともに、積極的な声かけや関わりにより、不登校の初期段階での改善・解消に向け、他の教職員と連携・協力しながら組織的な対応をすることができる。		○児童生徒の居場所づくりや仲間づくりに取り組むとともに、積極的な声かけや関わりにより児童生徒の実態を把握し、不登校の初期段階での改善・解消に向け、保護者や関係機関と連携しながら、他の教職員に適切な指導・助言を行い、組織的な対応をすることができる。		
防災に関する事項	○三重県の地理的特性をふまえた防災教育の重要性を理解している。	○児童生徒が三重県の地理的特性を理解し、防災に関する知識を深めるとともに、危険を回避する方法を習得できるよう指導することができる。		○児童生徒が三重県の地理的特性を理解し、防災に関する知識を深め、危険を予測し回避する能力と自然災害に対応する力を家庭や地域と連携して指導することができる。		

教職を担うにあたり必要とされる専門性

教育課題への対応力

校長及び教員としての資質の向上に関する指標

(2) 教頭・准校長及び校長としての資質の向上に関する指標

職 階		教 頭・准校長	校 長	
		マネジメント力の向上	マネジメント力の発揮	
資質能力にかかわる項目		校長を補佐し、管理職として教職員をとりまとめ、豊かな教職経験を活かして適切に学校経営を行う。	教育者として高い見識を持ち、学校のリーダーとして幅広い視野で学校経営を行う。	
	必要とされる素養	教育的愛情 使命感 責任感	○児童生徒への深い愛情と、教職への誇りを持って、児童生徒の教育にあたり、教職員の行動の模範となることができる。また、強い使命感と責任感を持って、学校運営にあたることのできる。	○児童生徒への深い愛情と、教職への誇りを持って、児童生徒の教育にあたり、教職員の行動の模範となることができる。また、強い使命感と責任感を持って、学校運営にあたることのできる。
		倫理観 コンプライアンス	○高い倫理観を持ち、コンプライアンスを常に意識して自らを厳しく律し、児童生徒や教職員の模範となる行動をとることにより、信頼される学校づくりを進めることのできる。	○高い倫理観を持ち、コンプライアンスを常に意識して自らを厳しく律し、児童生徒や教職員の模範となる行動をとることにより、信頼される学校づくりを進めることのできる。
		社会性 コミュニケーション力	○高い人権感覚を有し、保護者をはじめとした関係者、関係機関と誠意を持って対話し、信頼関係を築くことのできる。また、情報共有を大切にして、教職員との信頼関係を深め、人間関係が円滑で働きやすい職場づくりを進めることのできる。	○高い人権感覚を有し、保護者をはじめとした関係者、関係機関と誠意を持って対話し、信頼関係を築くことのできる。また、情報共有を大切にして、教職員との信頼関係を深め、人間関係が円滑で働きやすい職場づくりを進めることのできる。
学び続ける意欲 探究心		○管理職として高い見識と広い視野を持ち、常に自分の姿を振り返りながら、自らの力量を高めるために継続的に研究や研鑽に励むことのできる。	○管理職として高い見識と広い視野を持ち、常に自分の姿を振り返りながら、自らの力量を高めるために継続的に研究や研鑽に励むことのできる。	
管理職として必要とされるマネジメント力	教員の指導力向上	○校長が示すカリキュラム・マネジメントに基づく方針を理解し、校内研修を企画・運営する等、教員の指導力向上・授業改善の取組を組織的かつ計画的に推進するとともに、教員に授業改善に向けた適切な指導・助言ができる。	○学習指導要領等の理念の実現に向け、児童生徒の姿や地域の実情をふまえたカリキュラム・マネジメントを適切に行い、教員の指導力向上・授業改善の取組を組織的かつ計画的に推進するとともに、教員に授業改善に向けた適切な指導・助言ができる。	
	学校経営	○校長が示す学校経営方針や学校教育目標の達成に向けて教職員が一丸となって取り組むことのできるよう校内組織をまとめ、教職員の抱える課題を捉え、適切な指導・助言ができる。	○地域の特性や学校へ寄せられる期待等をふまえて、学校経営にかかる課題を的確に把握して学校経営方針や学校教育目標を設定し、その達成に向けて組織的に継続して取り組むことのできる。	
	危機管理	○学校を取り巻く危機管理について、家庭や地域、関係機関と連携し、危機発生時には、児童生徒の安全確保を最優先して、対応方針に沿って主体的に対応するとともに、教職員に的確な指示をすることができる。	○学校にかかる危機を想定して、日常から未然防止の対策を講じるとともに、危機発生時には対応方針を明確に示し、迅速かつ組織的に対応できる。	
	チームワーク 人材育成	○教職員の能力や適性を的確に把握し、個々の特性を活かしながら、その伸長をはかるとともに、対話によって信頼関係を深め、チームとして機能するよう学校の体制を整えることのできる。	○教職員の能力や適性を的確に把握し、必要な指導と支援によりその伸長をはかり、教職員が信頼関係を深め、チームとして機能する学校の体制を構築することのできる。	
	家庭・地域社会・関係機関との連携と協働	○地域とのつながりを深め、家庭、地域社会、関係機関の要望を的確に把握し、連携・協力を得ながら、自校の教育活動を進めることのできる。	○家庭、地域社会、関係機関との信頼関係を築き、積極的に外部人材を活用する等、関係者の協力を得ながら自校の教育活動に必要な体制を構築することのできる。	
	ワーク・ライフ・バランス	○ワーク・ライフ・バランスの考え方にに基づき、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保し、心身ともに健康で誇りとやりがいを持って職務に専念できるよう、教職員の勤務時間や勤務状況等を把握し、必要に応じて相談に応じるとともに、適切な指導・助言ができる。	○ワーク・ライフ・バランスの考え方にに基づき、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保し、心身ともに健康で誇りとやりがいを持って働くことのできる職場づくりを推進するため、教職員の勤務時間等の管理を適正に行うとともに、業務の改善や働き方の見直しを率先して行うことのできる。	
	グローバル教育・郷土教育	○児童生徒に豊かな国際感覚や郷土に対する愛着と誇りを育む教育活動を、学校の教育目標に沿って教職員が組織的に展開できるよう、適切な指導・助言ができる。	○児童生徒に豊かな国際感覚や郷土に対する愛着と誇りを育む教育活動を展開できるよう、学校の教育目標を設定し、教職員が組織的に取り組む体制を構築することのできる。	
	キャリア教育	○児童生徒が学ぶことと将来のつながりを見通し、社会的・職業的に自立する力を身につけるために、学校のキャリア教育の目標に沿って、保護者や地域、関係機関との連携を図りながら、教職員が組織的に取り組むことのできるよう、適切な指導・助言ができる。	○児童生徒が学ぶことと将来のつながりを見通し、社会的・職業的に自立する力を身につけるために、キャリア教育の目標を設定し、保護者や地域、関係機関との連携を図りながら、教職員が組織的に取り組む体制を構築することのできる。	
	情報教育	○児童生徒に、情報活用の実践力、情報の科学的な理解、情報社会に参画する態度を育成するとともに、ICTを活用した効果的な指導が学校全体として進められるよう、教職員に必要な指導・助言をすることができる。	○児童生徒に、情報活用の実践力、情報の科学的な理解、情報社会に参画する態度を育成するとともに、ICTを活用した効果的な指導が学校全体として進められるよう学校教育目標を設定し、教職員全員が専門性を高めて取り組む体制を構築することのできる。	
	人権教育	○児童生徒が人権について正しい理解と認識を深め、偏見や差別をなくしていくこととする態度を身につけるため、地域と連携して教職員が人権教育を組織的かつ系統的に進めていけるよう、適切な指導・助言ができる。	○児童生徒が人権について正しい理解と認識を深め、偏見や差別をなくしていくこととする態度を身につけるため、学校の教育活動全体を通じて人権教育が総合的かつ系統的に展開できるよう、人権教育計画を策定し、保護者や地域、関係機関と連携しながら進めることのできる。	
	特別支援教育	○全ての教職員が特別な支援を必要とする児童生徒への対応について見識を深めることのできるよう、教職員に対して適切な指導・助言ができる。また、自校の状況を的確に把握し、保護者や地域、関係機関と連携するとともに、必要な支援等が組織的に進められるよう、教育体制を整えることのできる。	○特別な支援を必要とする児童生徒への対応について深い見識を持ち、適切な指導や必要な支援が組織的に進められるよう、保護者や地域、関係機関と連携して、自校の教育体制を構築するとともに、教職員に対して適切な指導・助言ができる。	
	外国人児童生徒教育	○全ての教職員が日本語指導が必要な児童生徒への対応や多文化共生について見識を深めることのできるよう、教職員に対して適切な指導・助言ができる。また、自校の状況を的確に把握し、保護者や地域ボランティア、関係機関等と連携を図り、必要な支援等が組織的に進められるよう、教育体制を整えることのできる。	○日本語指導が必要な児童生徒への対応や多文化共生について深い見識を持ち、適切な指導や必要な支援等が組織的に進められるよう、保護者や地域ボランティア、関係機関等と連携を図り、自校の教育体制を構築するとともに、教職員に対して適切な指導・助言ができる。	
	いじめに関する事項	○いじめの防止及び早期発見・早期解決を図るため、学校いじめ防止基本方針に基づき、保護者や地域、関係機関等と連携して、組織的に対応することのできるよう教職員をまとめることのできる。また、いじめ事案が発生した際には、対応方針に沿って、問題解決に向けて組織的に対応できるよう、教職員に対して適切な指導・助言ができる。	○いじめの防止及び早期発見・早期解決を図るため、学校いじめ防止基本方針を策定し、保護者や地域、関係機関等と連携して、組織的に対応する学校体制を構築することのできる。また、いじめ事案が発生した際には、対応方針を明確にし、問題解決に向けて率先して誠実に対応するとともに、教職員に対して適切な指示及び指導・助言ができる。	
不登校に関する事項	○不登校及び不登校傾向の児童生徒に対する深い見識を持ち、児童生徒や保護者に対する必要な支援や関係機関等との連携を行いながら、的確な対応ができるよう、教職員に対して適切な指導・助言ができる。	○不登校及び不登校傾向の児童生徒に対する深い見識を持ち、保護者や関係機関等と連携を行いながら、率先して的確な対応を行うとともに、教職員に対して適切な指導・助言ができる。		
防災に関する事項	○児童生徒が防災に関する知識を深め、危険を予測し回避する能力と自然災害に対応する力を身につけられるよう、自校の方針に沿って、保護者や地域、関係機関と連携しながら自校の防災教育を組織的な取組を進めるとともに、教職員に対して適切な指導・助言ができる。	○児童生徒が防災に関する知識を深め、危険を予測し回避する能力と自然災害に対応する力を身につけられるよう、防災教育の方針を定め、保護者や地域、関係機関と連携しながら組織的な取組を進めるとともに、教職員に対して適切な指導・助言ができる。		

校長及び教員としての資質の向上に関する指標

(3) 養護教諭に必要な事項(専門領域)

ライフステージ	教職着任時	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	第4ステージ	
		初任～教職経験5年次	教職経験6年次～10年次	教職経験11年次～20年次	教職経験21年次以降	
		基礎形成期	伸長期	充実期	発展期	
資質能力にかか る項目	養護教諭として求められる基礎的な知識や技能を身につけている。	実践力を磨き、基礎・基盤を固める。	知識や経験に基づいた実践力を高める。	多様な知識と経験に基づいた実践を展開するとともに、若手教員の指導を行い、学校の中核的役割を担う。	高い専門性と豊かな経験を持ち、高度な実践を展開するとともに、指導力を発揮し、学校づくりや教育活動をリードする。	
養護教諭に必要な事項(専門領域)	保健管理	○学校保健安全法を理解し、保健管理に関する基礎的な知識・技術を身につけている。	○児童生徒の心身の健康課題を把握し、教職員や関係機関と相談しながら対応できる。	○児童生徒の心身の健康課題を的確に把握し、教職員や関係機関と連携して対応できる。	○保健管理にかかる高い専門性を身につけ、児童生徒の心身の健康課題の解決に向け、校内において指導的な役割を担うことができる。	○保健管理にかかる高い専門性を活かし、学校、家庭、地域、関係機関を連携させて、的確に対応する組織づくりができる。
	保健教育	○保健教育にかかる専門性や学習指導要領に関する基礎的な知識を有している。	○児童生徒の実態から健康課題を捉え、学級担任等と連携し、専門性を活かした保健教育ができる。	○児童生徒の心身の健康課題を的確に把握し、その解決に向けた保健教育を実践するとともに、自己の取組を評価し、改善を図ることができる。	○組織的な保健教育を推進するために、教職員や地域など校外との連携におけるコーディネーターとしての役割を担うことができる。	○教職員や地域など校外との連携におけるコーディネーターとしての役割を担うとともに、養護教諭の視点を活かして他の教職員の実践に対し、指導・助言を行うことができる。
	保健室経営	○保健室経営における養護教諭の役割を理解するとともに、保健室経営計画を立案する知識を有している。	○学校教育目標をふまえ、児童生徒の心身の健康課題に応じた、保健室経営計画を作成し、計画に従って実践できる。	○学校教育目標をふまえ、他の教職員と連携し、組織的な保健室経営を行うことができる。	○学校教育目標の実現に向け、保健室経営計画に従って実践するとともに、自己評価を行い、改善を図ることができる。	○学校教育目標の実現に向け、保健室経営から得られる情報を校外に発信することをおし、教育活動全体の充実を図る取組に参画することができる。
	健康相談	○学校保健安全法における健康相談の位置づけや、健康相談の基本的プロセス(課題の背景把握、支援方針・支援方法の検討、校内外の連携など)を理解している。	○児童生徒の心身の健康課題を捉え、学校医等の専門職や保護者と連携を図りながら、適切な健康相談を実施することができる。	○児童生徒の心身の健康課題を的確に捉え、学校医等の専門職や保護者と連携し、校内の支援体制づくりができる。	○健康相談にかかる高い専門性を身につけ、児童生徒の支援体制の充実を図るために、教職員や地域など校内外の連携におけるコーディネーターとしての役割を担うことができる。	○教職員や地域など校内外の連携におけるコーディネーターとしての役割を担うとともに、校外の関係機関を含めた児童生徒の支援体制づくりができる。
		○カウンセリングマインドを持って、児童生徒の相談を受けられることができる。	○カウンセリングマインドを持って、他の教職員と連携し、児童生徒の実態に応じた適切な対応ができる。	○カウンセリングマインドを持って、他の教職員と連携し、児童生徒の実態に応じた適切な対応ができる。	○カウンセリングマインドを持って、他の教職員に指導・助言を行いながら、児童生徒の実態に応じた適切な対応ができる。	
保健組織活動	○保健組織活動の意義と学校保健に関する校内外の協力体制の重要性を理解している。	○校内の保健組織活動の企画、運営に参画できる。	○校内の保健組織活動において、中心的な役割を担い、組織の活動の改善を図ることができる。	○保健組織活動を地域ぐるみの取組につなげるため、近隣の学校や関係機関との連携を図ることができる。	○広域的な保健組織活動の活性化に向けて、他の教職員や保護者、関係機関に対し、指導的役割を担うことができる。	

注) 保健管理 (保健情報の把握、健康診断、感染症の予防、救急体制と救急処置、学校環境衛生)
 保健情報 (健康観察、保健調査、健康診断、保健室の利用状況等から得られる情報)
 保健教育 (保健学習、保健指導(集団・個別指導)、啓発活動(保健だより、掲示等))
 保健組織 (児童保健委員会、学校保健委員会、PTA保健委員会等)

校長及び教員としての資質の向上に関する指標

(4) 栄養教諭に必要な事項(専門領域)

ライフステージ	教職着任時	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	第4ステージ		
		初任～教職経験5年次	教職経験6年次～10年次	教職経験11年次～20年次	教職経験21年次以降		
		基礎形成期	伸長期	充実期	発展期		
資質能力にかかわる項目	栄養教諭として求められる基礎的な知識や技能を身につけている。	実践力を磨き、基礎・基盤を固める。	知識や経験に基づいた実践力を高める。	多様な知識と経験に基づいた実践を展開するとともに、若手教員の指導を行い、学校の中核的役割を担う。	高い専門性と豊かな経験を持ち、高度な実践を展開するとともに、指導力を発揮し、学校づくりや教育活動をリードする。		
栄養教諭に必要な事項(専門領域)	給食管理	栄養管理(献立作成)	○学校給食摂取基準に基づき、食事状況調査、嗜好調査、残食量調査等の結果をふまえた献立を作成することができる。	○学校給食摂取基準に基づき、栄養管理に加え、郷土食、地場産物を取り入れ、各教科等の食に関する指導と関連させながら、献立を作成することができる。	○栄養教諭の専門性を活かして、児童生徒の身体状況を考慮し、地域性に応じた献立作成及び栄養管理ができる。	○栄養管理や献立作成に関して、他の栄養教諭を支援するなど、地域においても指導的役割を担うことができる。	
		衛生管理	○学校給食衛生管理基準を理解し、衛生管理に関する基礎的な知識・技能を有している。	○学校給食衛生管理基準に基づき、日常的に施設設備、食品を管理するとともに、調理従事者に対する適切な衛生管理ができる。	○学校給食衛生管理基準についての理解を深め、日常的な衛生管理に加えて、学校給食の衛生管理について教職員に対して適切な指導・助言ができる。	○衛生管理に関する高い専門性を身につけ、日常的に適切な衛生管理を行うとともに、食品納入業者等、地域の学校給食関係者に対しても必要な指導・助言ができる。	
	食に関する指導	給食の時間の指導	○給食の時間における食に関する指導について、基礎的な知識・技能を有している。	○給食の時間における食に関する指導のための資料を学級担任に提供し、連携して児童生徒への指導ができる。	○給食と教科等との関連を考慮し、学級担任が年間をとおして食に関する指導が行えるよう支援するとともに、連携して児童生徒への指導ができる。	○学級担任が献立計画を活用し、教科等と関連させた食に関する指導を継続的に行えるよう支援するとともに、食に関する年間指導計画を中心となって策定することができる。	○学級担任が献立計画や食に関する年間指導計画に基づいて、教科等と関連させた指導を継続的・効果的に行うための指導・助言ができる。
		教科等における指導	○教科等における食に関する指導について、基礎的な知識・技能を有している。	○学級担任と連携し、栄養教諭の専門性を活かした児童生徒への指導ができる。	○学校教育目標や地域性をふまえて、栄養教諭の専門性を活かして、家庭・地域と連携した食育を推進することができる。	○栄養教諭の専門性を活かし、教職員や地域など校内外の連携における食育推進のコーディネーターとしての役割を担うことができる。	○地域において、校種毎の学習内容に応じた系統的な食育を推進するためのコーディネーターとなり、連携・調整を行うとともに、他の栄養教諭に対し、指導・助言ができる。
		個別的な相談指導	○カウンセリングマインドを持って、児童生徒の食に関して個別的な相談を行うことの重要性を理解している。	○食に関する健康課題についての最新情報の収集に努め、児童生徒の課題とつなげ、医療機関等と連携を図りながら教職員とともに、児童生徒や保護者に対する指導・助言ができる。	○児童生徒の食に関する健康課題を総合的に判断し、児童生徒の課題に応じて医療機関等と連携を図りながら指導・助言をするとともに、栄養教諭の専門性を活かして教職員に対しても指導的役割を担うことができる。		